

# 機密保持契約書

(甲) \_\_\_\_\_と(乙) パソコンお直し隊(株式会社松陰)は、甲が乙に提供した機密情報に関し、以下のとおり機密保持契約を締結する。

## 第1条(契約の目的)

本契約は、甲が乙に対して業務依頼(パソコン修理およびデータ復旧業務)の際、機密情報を守秘するために締結され、作業中に知り得た甲の保有する技術上及び営業上の情報並びに個人情報の取扱いについて定めることを目的とする。

## 第2条(本サービスの定義)

本契約に定める機密情報とは、甲が乙に提供した個人情報又は技術上・業務上の情報をいう。

ただし、次の各号に該当する情報は機密情報として取扱われないものとする。

- 甲より開示を受けた時点において既に公に知らしめられているもの
- 甲より開示を受けた後に乙の故意・過失によらず公知となったもの
- 甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は機密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを乙が証明できるもの

## 第3条(機密保持義務)

乙は、本契約に定める機密情報を保持する義務を負い、次の各号に掲げる定めに従う。

- 業務を遂行するために知る必要のある機密情報は開示できるものとし本サービスの遂行に関係する限定された従業員、関連会社、提携会社以外の第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 機密情報等を甲の文書による承諾なしに目的範囲を超えて複製・複製しないものとする。
- 機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
- 機密情報等を保持するために必要な予防措置を自ら講ずることとし、甲が特別の予防措置を指定した場合には、乙は直ちに当該措置を講ずるものとする。特別の費用が生じる場合には、甲が負担するものとする。

## 第4条(機密情報の知的所有権)

甲が乙に提供する機密情報等に関する知的財産権は、甲に帰属するものである。

機密情報等の提供が、その知的財産権の譲渡や許諾を意味するものではないものとする。

## 第5条(複製)

乙は保存された媒体を複製又は複写しないものとする。ただし、本件の目的のための複製又は複写はこの限りではない。

## 第6条(保管)

乙は、機密情報の保管について、次の各号に掲げる定めに従う。

- 機密情報の複製を甲の許可なく作らず、機密厳守の上、保管しなければならない。
- 甲の要請があった場合、機密情報の保管状況について報告しなければならない。
- 機密情報の保管期限は、業務終了後1ヶ月として、期限後は破棄するものとする。
- 甲より破棄要請がある場合には、保管期限を待たずに破棄するものとする。

## 第7条(損害賠償)

乙は、本契約書の義務に違反して甲の機密を侵害した場合には、損害賠償を請求できるものとする。損害賠償額は、対象となる一取引に関し相手方が支払った対価相当額を超えないものとする。但し、本契約による義務の履行につき乙に過失が無い場合はこの限りでない。

## 第8条(協議事項)

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については、甲乙双方とも信義誠実の原則により協議を行うものとする。

## 第9条(裁判管轄)

万一本契約に関して紛争が起こったときは、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とすることを甲乙あらかじめ合意する。

以上、本契約の成立を証して、本書2通を作成し甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

印

乙：

株式会社松陰 代表取締役社長 浅井幸也

東京都新宿区西新宿7-12-4中啓ビル5階

印